



愛知県議会議員中村たつひこ政務活動広報誌 &lt;令和元年 秋号&gt;

発行者：中村竜彦事務所（豊橋市曙町若松 100-2） TEL：0532-48-6601/FAX：0532-47-2319

## 県議会活動レポート発刊にあたり

愛知県議会議員の中村竜彦です。

県議としての職を務めさせていただけることになり、半年が経過しようとしています。

これまで6月定例会、9月定例会と2つの県議会を終え、この度、広報誌を出させていただくことになりました。

代議制民主主義では、民選の議員が自らの活動の様子を市民に広く公開し、また市民の声をよく聞いて議会活動にあたるのが重要と心得ます。ぜひ有権者である市民の皆様にはご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

## 今年度の中村竜彦の県議会内ポジション

6月議会において常任委員会では警察委員会の委員に、特別委員会では、アジア競技大会調査特別委員会の委員に配属が決められました。

警察委員会はこれまでの市議会の頃には全く関与できなかった新たな分野です。

特に愛知県・豊橋市ともに交通事故が他地域に比べ多い地域なので、少しでも役に立てるよう努力したいと思い、会派内の委員会希望調査の際に自ら志願しました。

また、アジア競技大会調査特別委員会とは、2026年に行われる愛知・名古屋アジア競技大会の準備のための特別委員会です。

さらに、自民党愛知県議員団の中では政調会の配属となりました。

今年度は特に種苗法廃止に伴い、本県の主要農産物の安定供給に資するための「主要農産物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例」を議員提案すべく、6月の初会合以来、何度も政調会内部PTで議論を重ねてきました。

10月5日の自民党県議団の議員総会で了承されると他会派への調整に入り、年度内の成立を目指します。

## 9月議会、初めての本会議一般質問

### ■人口減少時代の県営住宅の在り方について

**中村** 日本全体の人口減少が始まり10年経つが、愛知県においても再来年から人口減少が始まる。一方、高度成長期にたくさん建てられてきた県営住宅は今後まとまって更新時期を迎えることになる。そこで、本県が管理する58,000戸

の県営住宅について、今後どのような考え方で再整備・廃止等、対応していくのか、また、今後、人口減少が継続していくことが予想される中で、県営住宅の本来の目的を踏まえた適正な管理戸数をどのように考えているのか伺う。

**建築局長** 建設後40年以上が経過し、今後一斉に更新時期を迎えつつあるなか、事業量を平準化させながら整備していくことが重要な課題となっております。1970年代半ばまでに建設され、エレベーターが設置されていない住宅につきましては、老朽化が著しいものから順次建替を行うとともに、1970年代後半に建設され、エレベーターが設置されている住宅につきましては、耐用年限まで安心して使用できるよう長寿命化改善工事を行います。住宅の建替にあたっては、従前の中層住宅から高層住宅への集約化を図り、必要な駐車場を確保するとともに、バリアフリー化された住宅とすることで、将来にわたり良質なストックとして十分に活用していけるよう努めているところでございます。

また、敷地等の条件により高層化・集約化が困難な場合には、周辺の大規模な住宅への統合についても検討してまいりたいと考えております。

将来的な県営住宅の適正な管理戸数につきましては、中長期的な人口や世帯数の動向などを見据えつつ、全体のおよそ2割となっている空室の現状も踏まえながら、真に住宅に困窮する方々に対する住宅セーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

### ■出生率向上のための奨学金対策について

**中村** 人口減少の原因は少子化である。合計特殊出生率の向上が求められるわけだが、今年10月から幼・保の無償化が叶ったことは、大きな進展である。そもそも幼児の保育料（幼稚園授業料）と高校卒業後の学費が親としては子供を望むうえでの経済的な不安要素であると考える。

豊橋市ではおととしから、奨学金の返済金を抱えている市内の35歳以下の若者を雇用した登録企業がひと月7,500円を負担すると豊橋市も7,500円を支給することで、合計15,000円を月々その若者に奨学金返還の支援金として支給する「豊橋奨学金返還支援制度」という取り組みを始めてい



る。このように、若年労働者の奨学金返還を地元企業と地元自治体が支援していく制度が、結果として本県の労働力の確保、ひいては出生率向上につながるものと期待され、こうした制度を県の立場からも検討していくべきと考えるが、県当局の所見を伺う。

**労働局長** 議員お示しのように、豊橋市や、瀬戸市では、市内の中小企業の人材確保及び若者の定住促進を目的として、若年労働者の奨学金返還に対する支援を実施していると承知しており、奨学金返還に対する支援が、地元の中小企業へ学生が就職する動機付けとなり、若年労働者の確保に一定の効果があるのではないかと考えております。県といたしましては、今後、若年労働者の確保に向けた施策を検討していく中で、奨学金返還に対する支援についても、まずは、豊橋市や瀬戸市における実施状況や他の市町村の動向などについて研究してまいりたいと考えております。

**中村** 県の事業としては、なかなか個人に対して直接支援するという形はなじまないのかもしれないが、例えば登録企業が1/2の負担、市町村が1/4の負担をしてくれるのであれば、県も1/4出しますみたいな形であったり、県としての役割にふさわしい取り組み方が考えられると思う。研究するとの答弁だが、きっと出生率向上に寄与し、結果、将来にわたる本県の労働力・活力に資するものと確信する。手法等は問わないので、県として、奨学金の返済に合理的な負担軽減策の検討を強く要望する。

#### ■会計年度任用職員制度の導入に伴う非常勤講師の待遇について

**中村** 地方公務員法及び地方自治法の一部改正

により、来年から会計年度任用職員制度が導入される。これにより特に小中学校、あるいは高等学校等に勤務する非常勤講師について、現在、身分上は特別職としての任用が見直され、本来あるべき一般職へ切り替えられていく。そこで、本制度の導入により、具体的に何が変わってくるのか、また、法改正を機に非常勤講師の勤務条件等の適正化を図っていかねばならないが、非常勤講師を確保するためにどのような取り組み、見直しを考えているのか伺う。

**教育長** 会計年度任用職員は、主に定期的・補助的業務を行う職であり、一般職として地方公務員法の適用を受けるため、これまで以上に公務員としての身分が保証される一方、信用失墜行為の禁止や秘密を守る義務、職務に専念する義務など勤務上の強い制約が課せられることとなります。更に、任用期間や勤務時間が一定以上の場合には、正規職員と同じように期末手当の支給や結婚休暇等の有給休暇の取得が可能となります。

**中村** 現状、小中学校の非常勤講師は社会保険に入れない。小中学校の非常勤講師は時給制なので、社会保険の要件としては1年以上の継続勤務かつ、週20時間以上の勤務だが、夏休みというこの職業特有の8月が勤務ゼロ時間で1年を通じて勤務していると見なされず、たとえゼロ時間の8月を含めて平均、週20時間勤務している場合であっても、社会保険に入れてもらえない。安倍政権になり社会保険加入の要件も下げられているのが今のこの国の流れなのに、これは不合理だと思う。一方、1コマいくらという給与制で8月も給与が出ていることで社会保険に入っていた高校の非常勤講師も本改正で小中学校と同じ時給制に統一される。予め伺うところでは、夏休みの補講等で加入継続できるよう対応するとの事だが、この際、小中学校の非常勤講師についても8月に研修なり教材研究なり、何か工夫をして、夏休みのせいで通年勤務と見なされないという不合理を是正されるよう、強く要望する。

本会議の様子が動画で見られます

本会議中継 愛知県議会

検索



「中村竜彦ホームページ」でも様々な情報を発信させて頂いております。ぜひご検索ください。



あなたの声をお聞かせ下さい。

FAX：0532-47-2319

お送り頂いた声は一つ一つ中村本人が目を通して頂き、議会および地域での活動の参考にさせていただきます。